

# 母子健康手帳の改訂に関する研究

## 3ヶ年研究成果の総括

石 須 哲 也	三重県保健衛生部長
坂 本 弘	三重大学医学部教授
宮 崎 脩 子	三重県保健衛生部保健指導課長
杉 浦 静 子	三重県立看護短期大学教授
杉 真理子	三重大学衛生学教室
渡 辺 瑞 代	三重県松阪保健所長
安 保 明 子	三重県保健衛生部保健指導課
門 脇 由 匡	三重県久居保健所長
野 田 ちづ子	三重県久居保健所

はじめに

母子保健システムの充実のため母子健康手帳の改訂に向かっての研究班が結成された。その一員として石須哲也を代表者とする三重県の研究班では以下のような検討をおこなってきた。すなわち、昭和58年度は保健婦、助産婦に対して、昭和59年度は母親、小児科医師に対して現行母子健康手帳の利用実態について調査し、あわせて現行母子健康手帳に対する改訂意見を求めた。また、産科医師に対しても改訂意見を求めた。

本年度はこれまでの調査をふまえて、さらに歯科医師の母子健康手帳改訂への意見を求めた。

以上のような、母親、保健婦、助産婦、小児科医師、産科医師、歯科医師からの改訂提

案および利用実態をふまえて、本研究班としての改訂案を作製した。

### 実 施 方 法

#### 1. 歯科医師に対する調査

三重県歯科医師会に対し、現行母子健康手帳における歯科領域について改訂意見を求めた。

#### 2. 母子健康手帳改訂についての意見の集約

これまでの調査をもとに母親、保健婦、助産婦、小児科医師、産科医師、歯科医師の現行母子健康手帳に対する要望、意見を一覧表とし、本委員会において各項目別に検討し、改訂上必須か否かの検討を行なった。なお、本研究班員内での新たな提案も加えた。

表1 母子健康手帳改訂への要望

手帳内容	母 親	保健婦・助産婦	産 科 医 師	小 児 科 医 師	歯 科 医 師
子の保護者		父母の健康状態			
妊婦の記事		飲んだ薬、妊娠初期の経過、既往妊娠、先生児の病歴			
妊婦の職業と環境		職種、産休、住居条件、夫の職業			
妊娠中の経過		胎位	胎児心音、妊婦HBs検査	妊婦Hb検査	
出産の状態		アプガースコア 仮死の有無		児Hb検査 アプガースコア	
乳幼児身体発育曲線				頭囲曲線	
保護者の記録	発達の標準と異常の限界	年齢別保健指導		主な保育者	
健康診査		精神運動発達チェック、離乳状態、カウプ指数 環境、母子関係		精神運動発達チェック 離乳状態	
児の歯の状態					保護者の記録の廃止 歯科衛生上の注意
予防接種	接種時期	問診票		接種時期	
その他		育児相談記録、母乳奨励文、妊婦乳児診査発行済記録簿	妊娠前半期の注意事項		

3. 母子健康手帳改訂案の作製

改訂への意見の内、必須的項目と判断されたものおよび本研究班員からの提案をもとに現行母子健康手帳デザインを大幅には変更しないことを条件に改訂案を作製した。

4. 母子健康手帳利用向上についての提言

母子健康手帳の利用状況の問題点や母子健康手帳のコミュニケーション媒体としてのとらえ方について、本研究班での議論にもとづく提言を行なった。

B：つわりの状態、飲酒、喫煙の程度について、資料Bに示すように妊婦の職業と環境（手帳p7）の項の妊娠してからの状況の中に「つわり」、「飲酒」、「喫煙」の項目をふやした。

資料 B

妊 娠 中 の 状 況	仕事を休んだ	(妊娠満 週(第 月)のとき)
	仕事をかえた	(妊娠満 週(第 月)のとき)
	仕事をやめた	(妊娠満 週(第 月)のとき)
	つわり	
	飲 酒	
	喫 煙	
	そ の 他	( )

実 施 成 績

1. 歯科医師会での現行母子健康手帳の利用状況の検討の結果、記入状況の悪い保護者による歯の状態の記録欄を廃し、歯科健診診査記録と児の成長段階に応じた歯科衛生保健指導とする。

2. 現行母子健康手帳に対する要望、改訂への意見を表1のごとく意見一覧とした。本研究班での討議検討を経て、改訂必須項目として表2の項目を残した。なお、表2中には表1にもまれていない数項が加わっている。(項目の末尾に\*が付してある。)これは本研究班員からの新たな提案である。

表2 母子健康手帳改訂への意見一覧

現行手帳ページ	手帳内容	意 見	資料
6	妊婦の記事	妊娠中にのんだ薬	A
7	妊婦の職業と環境	つわり・飲酒・喫煙	B
8~11	妊娠中の経過	胎位・胎児心音・妊婦HBs抗原検査	C
12	出産の状態	アプガースコア	D
20~23	乳幼児身体発育曲線	頭囲曲線	E
24~44	保護者の記録	主な保育者(名期)・神経芽細胞腫(6~7か月頃)*	F,G
25~45	健康診査	カウプ指数・精神運動発達チェック(各期)	H
46~48	児の歯の状態	保護者の記録の廃止・歯科衛生上の注意	I
49~52	予防接種	感染症の記録	J
全ページ		手帳の最上欄に副読本の該当ページ明示*	K

C：資料C-1に示すように、「胎位」、「胎児心音」の記入欄を妊娠中の経過（手帳p8-11）の項の妊婦定期健診の記録の箇所にくわえ、また、資料C-2に示すように、「妊娠HBs抗原検査」の実施の有無についての記入欄を血液型検査と並列して設けた。ただし、妊婦HBs抗原検査結果についてはプライバシーの問題等を考慮し、手帳には記載しないこととした。

資料 C-1

診 察 日	妊娠週数(第月)	子宮底	腹 囲	胎 位	胎児心音	血 圧	よしの浮腫	たん尿蛋白
		cm	cm					

資料 C-2

血液型検査	年 月 日実施	A B O
HBs検査	年 月 日実施	

3. 母子健康手帳改訂への意見をもとに以下のような手帳デザイン改訂案を作製した。

A：妊娠中に服用した薬物を記載する欄として、資料Aに示すように妊婦の記事（手帳p6）の項に最近うけた予防接種、X線検査に並列して「のんだ薬」の欄を付加えた。

資料 A

最近うけた	X 線 検 査	妊娠満 週(第 月)のとき
	予 防 接 種	妊娠満 週(第 月)のとき
	の ん だ 薬	妊娠満 週(第 月)のとき

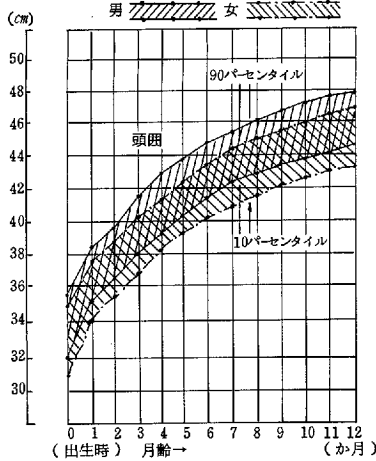
資料 D

特別な所見	仮死産→(死亡・蘇生)・死産
処 置	アプガースコア：1分後 点 5分後 点

E：現行の身長および体重の発育曲線グラフは男子用（手帳p20-21）、女子用（手帳p22-23）にわけてそれぞれページをとっている。しかし、「頭囲の発育曲線」を図示することの要望が強いいため、資料Eに示すよう

資料 E

幼児身体発育曲線（昭和55年調査）



2ページの身長体重発育曲線グラフを2ページ分（手帳 p 20-21）にまとめ、頭囲曲線を手帳 p 22 に入れ、手帳 p 23 に現行手帳 p 54 にある予備欄を1ページ分繰り上げた。

F：資料 E に示すように保護者の記録（手帳 p 24-44）の項へ児の「主な保育者」が誰であるかを記入する欄を各時期について設けた。

資料 F

主な保育者

保護者の記録【満1か月頃】（ ）

年 月 日で満1か月になりました。

G：「神経芽細胞腫スクリーニング検査」がすでに多くの都道府県で実施されている現状をかんがみ、当該検査について、資料 G に示すように生後6-7か月の保護者の記録（手帳 p 28）の項へ検査の実施の有無についての問いを加えた。

資料 G

○ 神経芽細胞腫の検査はすみましたか。  
はい（その結果） いいえ

H：健康診査（手帳 p 25-45）の項に「カウプ指数」および「精神運動発達」チェック欄を各時期について設けた。精神運動発達については資料 H-1、

に、男女をひとつの発育曲線グラフに重ねてあらわすことによりスペースをちぢめ、頭囲発育曲線を新たに加えた。すなわち、現行手帳 p 20-23 の4ペ

H-2 に示すように生後1-8か月では一括して精神運動発達として、生後9か月以降は精神面と運動面に分けて診査結果を記載する形式とした。

資料 H-1

体重	kg	身長	cm
カウプ指数		胸囲	cm
		頭囲	cm
栄養状態：良：普通：不良		栄養方法：母乳：混合：人工	
精神運動発達：良：要観察			

資料 H-2

体重	kg	身長	cm
カウプ指数		胸囲	cm
		頭囲	cm
栄養状態：良：普通：不良		離乳食は	1日 回
歯 本	むし歯：無：有（ ）		
発 達	精神面：良・要観察	運動面：良・要観察	

I：児の歯の状態（手帳 p 46-48）は前述のごとく資料 I に示すように「歯科健診診査記録」欄と「歯科衛生上の注意」の形に全面改訂した。

資料 I

1歳6か月までの歯の状態

◎むし歯の予防について：副読本 P. 84

歯の記入記号：未処置△ 処置済○

現在歯 / そう失歯△ 処置済○										検査の記録	
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	その他の異常	年月日検査
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	施設名または診察者名	年月日検査
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	施設名または診察者名	年月日検査

◎ 歯がはえてきたら

清潔なガーゼか脱脂綿を指先にまきつけて、歯の表面や歯ぐきの汚れを軽くふきとります。強くして粘膜を傷つけないように注意しましょう。

◎ お誕生日を迎えたら

朝晩2回、小さなやわらかい歯ブラシの細かい前後運動で汚れをとってやります。できるだけ早くブクブクうがいと一緒にやって教えましょう。

年 月 日 | 指導記事

不正咬合 なし、あり（ ）, 歯の異常（ ）  
 歯面清掃状態（良、中、不可）  
 軟組織の異常 なし、あり（ ）  
 口腔習癖 なし、あり（ ）

J：小児感染症の記録欄として資料 J に示すように予防接種（手帳 p 49-52）の項に続く手帳 p 53 へ新たに「感染症の記録」のページを設けた。そのため現行手帳 p 53 にあるおもな母子医療制度の項を繰り下げて手帳 p 54 とし、現行手帳 p 54 にある予備欄を前

述のごとく手帳 p 2 3 へ繰り上げた。  
すなわち、頭囲曲線と感染症の記録と  
で 2 ページ分を新たに設けることにな  
るが、現行の身体発育曲線 4 ページ分  
を 2 ページ分にまとめることにより、  
全体としてページ数の増減はなしとし  
た。

資料 J

#### 感 染 症 の 記 録

疾 患 名	兄の年齢	医師からの指示	診察者名
麻疹 (はしか)			
水痘 (みずぼうそう)			
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)			
風疹 (三日はしか)			

K：母子健康手帳と副読本の整合をはかり、  
両者の利用をより高めるため、資料 K  
に示すように、手帳の最上欄に各手帳  
内容に該当する「副読本ページ」を示  
し、参照しやすいようにはかった。

資料 K

◎乳幼児健診について：副読本 P. 6 5

◎カウプ指数について：副読本 P. 5 3

#### 1 か 月 健 康 診 査

( 年 月 日実施・ 月 日 )

#### 4. 母子健康手帳利用向上についての提言

本研究班において、昭和 5 8 年度および  
5 9 年度の調査からいくつかの問題点が指  
摘され、論議された結果、以下のような提  
言がなされた。

##### 1) 診療場面での母子健康手帳の利用の向 上について

母子健康手帳の持参率は健診場面に比  
し診療場面で有意に低い状況が昭和 5 9  
年度の調査で明らかとなった。医療者が  
より積極的に母親に対し母子健康手帳の  
持参、利用を勧奨し、また母親の面前で  
医療者自身が母子健康手帳を意図的に利  
用してみせることにより、診療場面での  
母子健康手帳に対する母親の認識および  
利用態度に改善がみられると思われる。

今回、本研究班が提出した改訂案の 1  
つである感染症の記録のページは診療場

面での利用がもっともなされやすいもの  
ではないかと考えられる。また、副読本  
を診療の場に常備して母親に関連ページ  
を読ませるなどすることでも母親の関心  
が増すであろう。

##### 2) 歯科衛生に対する関心の向上について

昭和 5 8 年度、5 9 年度の調査では母  
親、小児科医師、保健婦、助産婦ともに  
歯への関心が低かった。母子健康手帳の  
歯科領域における保護者の記入欄の記入  
状況が悪いことから、歯科医師会は保護  
者による記入欄を削除し、わかりやすい  
歯科衛生上の注意を載せることにより歯  
への関心を高める試みとした。

##### 3) コミュニケーション媒体としての母子 健康手帳の利用の向上について

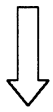
これまでの調査で、母親は保護者の記  
録、乳幼児身体発育曲線、健康診査の各  
項の利用がよく、歯の状態、新生児期の  
経過、出産後の母体の経過の項の利用が  
わるかった。これに対し、専門職者は出  
産の状態、健康診査、乳幼児身体発育曲  
線、新生児期の経過の項に関心が高く、  
歯の状態の項に対する関心が低かった。  
このように母親と専門職者の間でいくぶ  
ん注目する手帳内容に相違がみられた。  
専門職者が母親との間に注目する点に差  
のあることを認識し、母親の側の関心に  
応えるような応答もしくは母親の関心を  
拡大するような対応を意図的におこなう  
必要がある。たとえば、母親でもっとも  
利用の高い保護者の記録の項は専門職者  
では母親ほどには関心が寄せられていな  
いが、これを教材として母親への保健教  
育を導入していけば、容易に関心を得ら  
れるであろうと考えられる。

以上のように、母子健康手帳を母親と専門  
職者との間のコミュニケーション媒体として  
位置づけることにより、母子健康手帳の利用  
向上がはかられるものと思われる。



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



はじめに

母子保健システムの充実のため母子健康手帳の改訂に向かったの研究班が結成された。その一員として石須哲也を代表者とする三重県の研究班では以下のような検討をおこなってきた。すなわち、昭和 58 年度は保健婦、助産婦に対して、昭和 59 年度は母親、小児科医師に対して現行母子健康手帳の利用実態について調査し、あわせて現行母子健康手帳に対する改訂意見を求めた。また、産科医師に対しても改訂意見を求めた。

本年度はこれまでの調査をふまえて、さらに歯科医師の母子健康手帳改訂への意見を求めた。

以上のような、母親、保健婦、助産婦、小児科医師、産科医師、歯科医師からの改訂提案および利用実態をふまえて、本研究班としての改訂案を作製した。